

消火器の設置基準

(株) 西日本防災システム



NISHINIHON BOHSAI
SYSTEM Co., Ltd.

防火対象物		劇場・映画館・演芸場・観覧場・キャバレー・カフェー・ナイトクラブの類・地下街・遊技場・ダンスホール・重要文化財・重要民俗資料・史跡・重要美術品等の建造物	公会堂・集会場・待合・料理店の類・飲食店・百貨店・マーケット・店舗・展示場・旅館・ホテル・宿泊所・寄宿舍・下宿・共同住宅・病院・診療所・助産所・老人福祉施設・更正施設・救護施設・等幼稚園・盲学校・公衆浴場・特種浴場・サウナ・工場・作業場・映画スタジオ・テレビスタジオ・自動車庫・駐車場・航空機格納庫・倉庫	小・中学校・高校・大学・各種学校・図書館・博物館・美術館・停車場・船舶航空機発着場・神社・寺院・教会の類・前各号に該当しない事業所	複合用途	法第二条第六項に規定する船	法第二条第六項に規定する車両
消火器の設置が必要な防火対象物	延べ面積	全て	150㎡以上	300㎡以上	当該用途の基準による	5t以上の舟で推進機関を有するもの	鉄道営業法・軌道法若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の規定により消火器具の設置を義務付けられた車両
	上記延べ面積以下のもの内	地階・無窓階又は3階以上	50㎡以上				
		少量危険物	指定数量の1/5以上指定数量未満				
		指定可燃物	指定数量以上				
消火器設置の算定基準	基本設置	一般	能力単位の合計 $\geq \frac{\text{延べ又は床面積}}{50\text{㎡}}$	能力単位の合計 $\geq \frac{\text{延べ又は床面積}}{100\text{㎡}}$	能力単位の合計 $\geq \frac{\text{延べ又は床面積}}{200\text{㎡}}$	1.適応する消火器具を設ける。 2.各階毎に設置する。 3.防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する。大型消火器は30m以下。 4.簡易消火器具は能力単位の合計数が2以上の場合1/3まで消火器は2/3以上必要。 5.軽減規定 大型消火器を設置した場合は、その有効範囲内の部分についてその適応性の同一の消火器具の能力単位の数値の合計数の1/2まで軽減できる。 消火栓、スプリンクラーを設置した場合は、その有効範囲の部分について、それと適応性が同一の消火器具の能力単位の数値の合計数の1/3まで軽減できる。(10階まで) 第三類消火装置を設置した場合はその有効範囲の部分について イ.それと適応性が同一の消火器具の能力単位の数値の合計数の1/3まで軽減できる。 ロ.それと適応性が同一の大型消火器は設置しないことが出来る 6.二酸化炭素消火器制限規定 地階・無窓階・居室及び床面積が20㎡以下で、開口部が床面積の1/30以下の場所に設置してはならない。	
		主要構造部が耐火構造で且つ内装制限をしたもの	能力単位の合計 $\geq \frac{\text{延べ又は床面積}}{100\text{㎡}}$	能力単位の合計 $\geq \frac{\text{延べ又は床面積}}{200\text{㎡}}$	能力単位の合計 $\geq \frac{\text{延べ又は床面積}}{400\text{㎡}}$		
	付加設置	少量危険物	能力単位の合計 $\geq \frac{\text{少量危険物の数量}}{\text{危険物の指定数量}}$				
		指定可燃物	能力単位の合計 $\geq \frac{\text{指定可燃物の指定数量以上}}{\text{指定可燃物の指定数量} \times 50}$ 但し単位数量の500倍以上の場合は大型消火器を設置する ※大型消火器とは性能により規格で定めるA10.B20以上のものをいう				
		電気設備	電気設備のある場所の床面積100㎡以下毎に1個以上設けること				
		多量の火気使用場所	能力単位の合計 $\geq \frac{\text{当該場所の床面積}}{25\text{㎡}}$				